

宮津地区将来構想策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 上天草市宮津地区において、観光重点地域として集客力のある観光の拠点化を目指し、観光の目的地としての魅力をさらに高めるとともに、持続可能なまちづくりを推進していく将来ビジョンとして、宮津地区将来構想（以下「将来構想」という。）を策定するため、宮津地区将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 将来構想の策定に関すること。
- (2) その他将来構想の策定に関して必要となる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼する。

- (1) 地元行政区の区長
- (2) 上天草市議会議員
- (3) 社会福祉団体の関係者
- (4) 商工観光団体の関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による依頼の日からその日の属する年度の末日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が委員のうちあらかじめ定める者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、

その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(謝金等)

第7条 委員が会議に出席した場合は、謝金及び費用弁償を支払うものとする。

- 2 前項の謝金は、会議への出席1回につき、5,000円とする。
- 3 第1項の費用弁償は、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年上天草市条例第33号)第6条及び第7条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部開発プロジェクト推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。